

令和元年10月8日

我孫子市長 星野順一郎 様

我孫子市男女共同参画審議会

会長 皆川 満寿美

我孫子市第3次男女共同参画プラン推進に向けた提言

私たちは昨年度、「我孫子市第3次男女共同参画プラン」策定にあたり審議を重ねてきました。すでに進行中の本プランですが、今後の推進にあたって特に注力していただきたい点について、我孫子市男女共同参画条例第17条（以下条例第17条）に基づき、ここに委員の総意として提言します。

### 1. 多様性を認め合い、包摂する、持続可能な社会を目指すことを求めます。

本プラン基本目標3方向性2が示すとおり、多様性を認め合う地域づくりを推進してください。その際、「社会的包摂」の観点に留意してください。2でも述べますが、国連では、SDGsとして、「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」と訴えています。我孫子市においても、複合差別に留意しながら、外国人、障害者、高齢者や子ども、性的少数者など、暮らしにおいて困難を抱える人を包摂し、お互いを理解し多様性を認め合い、共に支え合い、助け合う「共生社会」を目指してください。そのことが、従来から目指してきた性別による差別解消にもつながっていくと考えます。人々の多様性が地域を支えていく力になりうるのは、「社会的包摂」あってこそです。

### 2. 常に国際的動向に留意し、キャッチアップしていくことを求めます。

本プランではSDGsやジェンダー・ギャップ指数などの国際的な動きが意識されていますが、男女共同参画社会及び男女平等の実現は国連のもと全世界的な動きとして進められています。しかし、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）において「ジェンダー主流化」が提唱されましたが、日本の行政において、その取り組みは進んでいません。今後10年を見据えるにあたっては、我孫子市のあらゆる取り組みをジェンダー視点から見直し、ジェンダー主流化していくことを求めます。また、常に世界的視野に立ち、時代の要請に合ったプランを策定、推進するよう求めます。地域にとどまることなく、世界の中にある日本、日本の中にある我孫子市を意識し、その情報を市民と共に共有できるよう努めてください。

### 3. 男女共同参画の視点から若年世代への啓発、配慮を求めます。

若年女性への性的搾取やデートDV、ストーカーなど、若い世代に対する暴力が社会的課題として顕在化しています。本プランには「我孫子市DV基本計画」が位置付けられました。その中で若年者も対象に含むことを明記し、支援が強化されたと考えます。同計画に基づき、性別やセクシュアル・マイノリティであることによるニーズの違いに敏感な私たちで、若い世代への相談や支援を図るとともに、子どもたちを取り巻く状況について、親世代への周知や、子どもたち自身が自ら身を守るための啓発・教育の機会をより多く設けることを求めます。

#### 4. 女性活躍推進についての基礎研究や新たな取り組みを求めます。

本プランでは、新たに女性活躍推進法に基づく「我孫子市女性活躍推進計画」が位置付けられました。地域における女性活躍推進にあたっては、市内事業所への啓発、情報提供や働く女性との連携が必要です。女性活躍推進法は本年5月の改正により、101人以上規模の事業所に対象が拡大されました。市内企業や働く女性の現状把握に努め、早期に女性活躍推進協議会を設置してください。男性中心の働き方を改革し、女性がより働きやすい持続可能な地域づくりに関する新たな事業に取り組むことを求めます。また、市内有数の事業所（特定事業主）として、市内事業所の模範となるよう、女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」で掲げている目標の達成に向けて、引き続き努力をお願いします。

#### 5. 男女共同参画に関するあらゆる情報発信を求めるとともに、全庁的なジェンダー主流化の実現を要望します。

我孫子市の男女共同参画室は秘書広報課にあります。室長が広報室長を兼務しており、情報発信の中核に位置づいています。そのノウハウを生かし、市の情報に限らず国や世界の情報についても、市民への継続的でより効果的な提供を求めます。また庁内各担当部署とこれまで以上に連携し、各事業の広報に協力することで、庁内における男女共同参画及びジェンダー主流化の理解を進めること、また、我孫子市における男女共同参画施策の中核として、全庁的なジェンダー主流化を推進、実現するよう要望します。

#### 6. 条例により基づいた審議会の開催と、課題、ニーズの変化に対応したきめ細やかな進行管理とプランの見直しを求めます。

これまでの我孫子市男女共同参画プランは、10年を計画期間とし、別途5年ごとの実施計画を策定してきましたが、今回は実施計画を設けず、5年を目途に見直しを行うこととしました。私たちはこれを歓迎します。今後は、条例第17条をさらに生かし、審議会が市長の諮問機関としての機能をより適切に果たせるようご配慮いただければと思います。また、審議会の開催回数の確保を希望します。

さらに、毎年プランの進行管理を着実にを行う中で、世界や国の動きを捉え、本プランに掲げた通り、期間途中であっても柔軟に見直ししていくことを求めます。